

総務省の復興施策の
取組状況の取りまとめ
-公共インフラ以外の復興施策-

平成28年9月
総務省

避難関係・無線の高度化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	作成年月
目	(ii)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>(ロ) 避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について</p> <p>①「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（通知）」（平成 23 年 5 月 6 日消防災第 157 号）において、東日本大震災を踏まえ、地域防災計画に基づく防災体制の緊急点検を実施するよう通知。また、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援するために「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を設置し、東日本大震災における地方公共団体の災害対応に係る課題等を調査し、地域防災計画の見直しを行うに際しての留意点等のとりまとめを行った（平成 23 年 12 月）。</p> <p>②住民に対し、避難勧告等を適切なタイミングで発令するため、関係省庁で定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月）に基づき、市町村に対しては、具体的な発令基準を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行うよう要請。また、平成 26 年 4 月に同ガイドラインが改定されたことに伴い、市町村に対しては、可能な限り定量的かつわかりやすい基準となるよう、避難勧告等の判断基準等について見直し又は設定、都道府県に対しては、市町村に必要な支援を行うよう要請。</p> <p>③避難行動要支援者の避難支援対策として、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）が、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）として改定されたことに伴い、市町村に対しては、本指針を活用し適切に対応するよう、都道府県に対しては、市町村と連携し必要な支援を行うよう要請。</p> <p>④「避難勧告等の発令基準等に係る点検等について」（平成 23 年 10 月 4 日消防災第 319 号）により、市町村の避難勧告等の発令基準の策定状況や要援護者等の避難体制、避難場所、避難所の安全性などについて点検を要請。</p> <p>⑤避難勧告等の発令基準の策定状況及び避難行動要支援者名簿の作成状況</p>		

のフォローアップを実施。

- ⑥東日本大震災の教訓を踏まえ、市町村における津波避難計画の策定等を推進するため、平成 14 年 3 月に作成された「津波対策推進マニュアル検討報告書」の見直しを行い、地方公共団体に周知した（平成 25 年 3 月）。
- ⑦都道府県における津波避難計画策定指針及び市町村における津波避難計画の策定を促進するため、「避難対策の推進について」を各都道府県へ通知した（平成 26 年 10 月）。

(チ) 無線の高度化について

①消防救急無線のデジタル化の推進

消防救急デジタル無線の整備にあたり、財政面について、補助金及び地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、アドバイザーの派遣や整備マニュアルの策定等を行った。

また、平成 25 年度からは、電波利用料財源を活用した周波数有効利用促進事業を開始し、移動系防災行政無線とともにデジタル化を実施する市町村等に対し、その整備費用の一部を補助（国庫 1 / 2）した。平成 27 年度 3 月末現在の交付決定状況は以下のとおり。

○ 25 団体（移動系防災行政無線を含む 25 システム） 27 億 81 百万円
全消防本部における消防救急無線のデジタル化が平成 28 年 5 月末の移行期限までに完了した。

②防災行政無線の整備促進

防災行政無線の整備促進にあたり、財政面について、補助金及び地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、整備案内（パンフレット）の策定等を行った。

また、災害情報伝達のための重要な手段である同報系防災行政無線について、整備を促進すべく、情報通信審議会において低廉化が可能となる新たな技術基準の検討を行った。

- ③東日本大震災により被害を受けた消防救急無線及び防災行政無線については、被災地の実情に応じた復旧が可能となるよう、補助金（国庫 2 / 3）を交付した。

なお、平成 28 年 3 月末現在の交付決定状況は下のとおり。

○消防救急無線施設	のべ 26 団体、	50 億 22 百万円
設備	のべ 33 団体、	88 億 47 百万円
○防災行政無線施設	のべ 76 団体	89 億 4 百万円
設備	のべ 89 団体	44 億 87 百万円

- ④平成 23 年度第 3 次補正予算により、今後発生が懸念される大規模災害に対処

するため、市町村防災行政無線通信機の学校・病院等への整備、消防救急無線のデジタル化(緊急消防援助隊機能強化)、全国瞬時警報システム(以下「J-ALERT」という。)の整備に必要な経費を補助し、通信基盤を整備・高度化することにより、消防広域応援体制や情報伝達体制を強化した。

また、平成24年度にJ-ALERTのバックアップ体制の整備を終えた。なお、当該補助金の交付決定状況は下のとおり。

- 双方向通話が可能な防災行政無線への補助金
のべ180団体 35.1億円
- 消防救急無線のデジタル化への補助金
のべ131団体 96.3億円
- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)への補助金
92団体 1億円

- ⑤大津波警報等の緊急情報のリアルタイムでの伝達体制を早急に強化するため、平成25年度当初予算(復興特別会計)により福島県内市町村における複数の情報伝達手段を自動起動するための整備に係る経費を全額交付した。

なお、交付決定状況は下のとおり。

- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)への交付金
15団体 1.4億円

また、平成24年度補正予算、平成25年度当初予算(一般会計)及び平成25年度補正予算により未整備団体におけるJ-ALERTの受信機及び自動起動機の整備を全額交付した。

なお、交付決定状況は下のとおり。

- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)への交付金
315団体 37.6億円

- ⑥住民への災害情報伝達手段の多様化

住民への災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進するため、住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験の実施、災害情報伝達手段の整備等に関する手引き等の策定、専門的な知見を有するアドバイザーの地方公共団体への派遣等を行った。

また、地方公共団体における、携帯メール、テレビ、エリアワンセグ等の多様なメディアを重層的に活用した、住民への情報伝達手段の多様化・高度化を実現するための仕組みについての仕様書を作成し、こうした仕組みの効率的・効果的な全国展開を図った。

当面(今年度中)の取組み
<p>(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について</p> <p>① 避難勧告等の発令基準の策定状況等のフォローアップ 避難勧告等の発令基準の策定状況及び避難行動要支援者名簿の作成状況のフォローアップを行う。</p> <p>②津波避難対策の推進 津波避難計画策定状況のフォローアップを行うなど、地方公共団体の津波避難対策の推進を図る。</p> <p>(チ)無線の高度化について</p> <p>①防災通信基盤の整備 周波数有効利用促進事業により、移動系防災行政無線のデジタル化を実施する市町村等に対し、その整備費用の一部を補助(国庫1/2)する。</p> <p>②住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化 J-ALERTにより自動起動される情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図り、J-ALERTによる緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施する。 また、地方公共団体の実情に応じた災害情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、専門的な知見を有するアドバイザーを派遣する。</p>
中・長期的(3年程度)取組み
<p>(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について</p> <p>○津波避難対策の推進 引き続き、津波避難計画策定状況のフォローアップを行うなど、地方公共団体の津波避難対策の推進を図る。</p> <p>(チ)無線の高度化について</p> <p>○住民への災害情報伝達手段多重化・多様化 J-ALERTにより自動起動される情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図り、J-ALERTによる緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施する。</p>
期待される効果・達成すべき目標
<p>(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について</p> <p>○地域防災計画の修正や津波避難計画の策定、地方公共団体における具体的かつ実践的な避難訓練の実施などをはじめとする津波避難対策の一層の充実・強化を図り、人的被害の極小化を目指す。また、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守ることを目指す。</p>

<p>(チ)無線の高度化について</p> <p>①全消防本部における消防救急無線のデジタル化が平成 28 年 5 月末の移行期限までに完了した。</p> <p>②J—ALERT により自動起動される情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図り、J—ALERT による緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施できる体制を構築することを目指す。</p>
<p>「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」</p>
<p>(チ)無線の高度化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.0 億円 ・消防防災施設災害復旧費補助金 56.1 億円【復興特会】 ・消防防災設備災害復旧費補助金 0.8 億円【復興特会】 ・周波数有効利用促進事業 1,185 億円 ・災害情報伝達手段の多重化・多様化の促進に要する経費 1.0 億円

復興支援員の配置・自治体職員の派遣		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域のコミュニティ再構築を図るため、被災地域に居住しながら、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」に一定期間(概ね1年以上)従事する「復興支援員」制度を創設し、震災復興特別交付税により支援しているところ。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>総務省においては、被災市町村に対する支援の観点から、全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市町村から被災市町村に対する職員派遣の体制を構築しているほか、OB職員や民間企業等の人材の活用による人的支援を行っている。また、地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れに要する経費については、震災復興特別交付税措置を講じているところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域の地方自治体に、「復興支援員」制度について、より一層の周知を図り活用を促すことで、引き続き被災地域のコミュニティ再構築を図る。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>引き続き、地方公務員の派遣、OB職員や民間企業等の人材の活用による人的支援を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>平成 27 年 6 月 24 日の復興推進会議において、平成 28 年度以降も引き続き震災復興特別交付税措置することを決定しており、今後も被災地域に真に必要な復興に伴う地域協力活動を支援する。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>平成 27 年 6 月 24 日の復興推進会議において、平成 28 年度以降も引き続き震災復興特別交付税措置することを決定している。また、引き続き、可能な限り被災市町村のニーズに合う形で、必要な人的支援を行う。</p>		

期待される効果・達成すべき目標

(復興支援員の配置について)

被災地域に居住しながら、住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動に取り組む人材を被災地域内外から募集し、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援を行うことにより、地域に根差したコミュニティ主体の復興の促進が図られる。

(自治体職員の派遣について)

被災自治体において必要な職員の派遣について支援することにより、被災地の復旧・復興に向けた事業の円滑な実施を図る。

「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

情報通信技術を活用した医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(2)	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(iii) ※(3)①(iv)(ハ)にも再掲	平成28年4月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)</p> <p>情報通信技術を活用した医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を進める観点から、医療機関等が保有する医療・健康情報を安全かつ円滑に流通させるための医療情報連携基盤(EHR)の構築に向けた実証を実施。平成24年度は被災地を含む5地域にて実証を行い、被災地におけるEHRの構築を促進するため、事業成果の取りまとめを実施。</p> <p>※EHR(Electronic Health Record): 医療・健康情報(診療情報・健診情報等)を電子的に管理・活用できる仕組み。</p> <p>併せて、被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRの構築に対し、財政的支援を実施(東北地域医療情報連携基盤構築事業)。平成27年度、集中復興期間までに、岩手県・宮城県及び福島県において7件の整備事業が完了。宮城県及び福島県では県内全域、岩手県においては沿岸域を中心とした地域において医療介護分野で使用される情報を保管、共有できるための環境を実現。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)</p> <p>被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRについて、事業(東北地域医療情報連携基盤構築事業)で整備した施設、設備の有効活用を促すとともに、より有効に活用するため配置の見直しや財産の処分等の相談に随時応じる。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)</p> <p>被災地における継続的かつ一体的な医療サービスの提供、医師不足への対応、災害に強い医療情報システムを実現する。</p>		
「平成27年度補正予算及び平成28年度予算における予算措置状況」		
<p>(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)</p> <p>予算措置なし</p>		

若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会の確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	②雇用対策	作成年月
目	(ii)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>(若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会の被災地での確保について)</p> <p>被災地域の復興につながる地元の雇用維持・雇用創出を目的として、自宅や仮設住宅等でパソコンなどを使って仕事を行う「テレワーク」を活用し、住民の就労を支援するためのテレワークシステムを構築する被災自治体に対する支援を実施。平成 26 年度 1 事業、平成 27 年度 1 事業に対して交付決定。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会の被災地での確保について)</p> <p>被災地域の復興につながる地元の雇用維持・雇用創出を目的として、自宅や仮設住宅等でパソコンなどを使って仕事を行う「テレワーク」を活用し、住民の就労を支援するためのテレワークシステムを構築する被災自治体に対する支援を実施。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会の被災地での確保について)</p> <p>テレワークを活用することにより、生活再建や育児・介護等の理由で、地元や自宅を離れられない住民の方々に対して就労機会を提供することが可能となり、被災地域の雇用拡大に貢献。</p>		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
<p>(若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会の被災地での確保について)</p> <p>予算措置なし</p>		

災害に強い情報通信ネットワークや医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	①企業、産業・技術等	作成年月
目	(iv) ※(ロ)については⑨(iii)に再掲 (ハ)については(2)①(iii)の再掲	平成 28 年4月
これまでの取組み		
<p>(ロ)災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について</p> <p>東日本大震災の発生により、広範囲にわたり、輻輳や通信途絶等の状態が生じたことを受け、平成 23 年4月より、有識者や電気通信事業者等を構成員とする「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、同年 12 月に最終取りまとめを行い、通信ネットワークの耐災害性の強化に必要な研究開発等の課題を整理。</p> <p>平成 23 年度補正予算(第3号)により、「災害時の通信の輻輳を軽減する技術」、「通信・放送インフラが地震等で損壊した場合でも直ちに自律的にネットワークを構成し通信を確保する技術」等の研究開発を実施。通常時の5倍以上の携帯電話音声需要にも対応可能となる技術や、3分以内に衛星通信の確立が可能となる小型地球局等の災害に強い情報通信技術を確立した。</p> <p>平成 24 年度当初予算及び平成 24 年度補正予算により、「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「災害時に通信処理能力を緊急増強する技術」等について研究開発を実施。また、研究開発拠点として情報通信研究機構(NICT)耐災害 ICT 研究センターを整備した。</p> <p>これら研究開発を推進するにあたって、産官学連携による災害に強い情報通信技術に関する研究開発拠点として、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)耐災害 ICT 研究センターを被災地である仙台市に整備した。また、産学官連携の研究開発及び研究成果の社会実装を推進する体制として耐災害ICT研究協議会を設立(平成 24 年5月)した。</p> <p>災害に強い情報通信ネットワークの実現に向け、自治体の地域防災計画に即したシナリオを作成し、それに沿うように総務省の研究開発成果を活用した実証実験を徳島県三好市(平成 26 年2月)、高知県南国市(同)、宮城県角田市(同年3月)等で実施した。(平成25年度までで事業終了。)</p> <p>これら実証実験の成果を踏まえ、平成 26 年 7 月に、自治体職員等の円滑な業務遂行を支援できる情報通信技術の導入指針として、耐災害ICT研究協議会において、「災害に強い情報通信ネットワーク導入ガイドライン」を作成し、公表した。</p> <p>平成 27 年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議においては、本体会議場にて、世界に向けて我が国の ICT 防災技術に関する情報を発信することを目的として、「ICT for Disaster Risk Reduction (ICT4DRR)」に関する屋内展示や、被災地に搬入して迅速に通信を復旧させる車載型の ICT ユニット(ICT カー)、移動電源車などの災害時に通信の復旧を行うために活躍する各種車両の屋外展示とデモンストレーション等を行っ</p>		

た。

(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について

情報通信技術を活用した医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を進める観点から、医療機関等が保有する医療・健康情報を安全かつ円滑に流通させるための医療情報連携基盤(EHR)の構築に向けた実証を実施。平成 24 年度は被災地を含む 5 地域にて実証を行い、被災地におけるEHRの構築を促進するため、事業成果のとりまとめを実施。

※EHR (Electronic Health Record) : 医療・健康情報 (診療情報・健診情報等) を電子的に管理・活用できる仕組み。

併せて、被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRの構築に対し、財政的支援を実施(東北地域医療情報連携基盤構築事業)。平成 27 年度、集中復興期間までに、岩手県、宮城県及び福島県において7件の整備事業が完了。宮城県及び福島県では県内全域、岩手県においては沿岸域を中心とした地域において医療介護分野で使用される情報を保管、共有できるための環境を実現。

当面(今年度中)の取組み

(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について

被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRについて、事業(東北地域医療情報連携基盤構築事業)で整備した施設、設備の有効活用を促すとともに、より有効に活用するための配置の見直しや財産の処分等の相談に随時応じる。

中・長期的(3年程度)取組み

期待される効果・達成すべき目標

(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について

被災地における継続的かつ一体的な医療サービスの提供、医師不足への対応、災害に強い医療情報システムを実現する。

「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

予算措置なし。

情報通信技術の利活用、情報通信基盤の復興、災害に強い情報通信ネットワークの構築等の推進

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑨ 交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iii)	平成 28 年 4 月

これまでの取組み(集中復興期間の取組み)

(情報通信技術の利活用促進について)

- 行政情報のバックアップや業務継続性の確保等の観点から、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な取組として、自治体クラウドの活用を推進してきたところ。東日本大震災における住民データの流失事例等を踏まえ、平成 23 年度第 3 次補正予算により、被災地の市町村が自治体クラウドを導入する事業に対し、その整備費用の一部を支援。平成 25 年度には、地方公共団体における自治体クラウド導入の取組を加速させるため、「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」を策定し、地方公共団体に通知するとともに、公表を行った。
- 広域災害発生時における重要データ退避や業務処理継続を可能とする高信頼かつ大幅に省電力なクラウド間連携基盤の構築に向けた研究開発を実施。平成 24 年度は、長距離間及び 3 つ以上の複数クラウド環境を整備して総合評価実験を実施し、他クラウドへの処理機能の移行や、他のクラウドの処理機能の追加が可能なクラウド間連携技術を確立し、平成 26 年に国際電気通信連合 (ITU) で国際標準化された。また、平成 24 年度は、複数のデータセンターから構成される大規模なクラウドシステムにおいて、トラヒックの変化に応じて、ネットワーク機器等の稼働数や稼働箇所の適正な制御等を行う省電力化技術を確立した。また、セキュリティ上の課題を残したまま発展しつつあるクラウド環境を安心・安全なものとするための新たな情報セキュリティ対策技術の研究開発を実施した。
- 建設作業員の入退場記録や安全講習の履歴、保有資格などを IC カードで管理する就労履歴管理システムについて、平成 23 年度は、宮城県石巻市の応急仮設住宅の建設現場で先行的に導入。平成 24 年度は、福島市に対し、除染業務に就労履歴管理システムを導入するための費用の一部を補助。これらの取組によって、集中復興期間における就労者の労働環境の改善を図った。(平成 24 年度までで事業終了。)
- ネットワークを通じた情報収集や状況分析を行うことにより、きめ細やかな動作ができるロボットの実用化に向け平成 25 年 3 月に技術実証を実施。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 通信ネットワークが被災した地域における通信手段を確保するため、自治体等からの要望を踏まえ、災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話 300 台、MCA[※]280 台及び簡易無線 1500 台)及び小型固定無線システム 100 対向を被災自治体等に貸与。可搬型衛星通信システム約 180 台を平成 23 年度末までの間配備。

※MCA(Multi-Channel-Access)

- 被災地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を実施。平成 27 年度までに、21 市町村において、30 事業を実施し、20 事業が完了、10 事業が継続中である。
- 東日本大震災による被害を受けた岩手県、宮城県、福島県では、地上アナログ放送の終了が平成 24 年 3 月 31 日までとなったことから、この地域の方々が円滑にデジタル化対応していただけるよう、デジサポ等による受信相談、共聴施設への技術支援等を強化し、予定どおり平成 24 年 3 月 31 日にデジタル放送への移行を完了。
また、デジタル化に伴い、新たに難視となる世帯等に対する恒久対策を実施するとともに、共聴施設等の復旧を支援し、福島原発避難区域を除き、平成 27 年 3 月 31 日までに地上デジタル放送への完全移行を完了。
- 被災地域のうち、津波による流出等により生活基盤に大きな被害を受けた地域において、復興計画に基づいて、光ファイバ網等の整備を行う被災自治体に対し、その整備費用を支援(平成 24 年度は 3 自治体において事業を実施)。また、高台移転等の復興に向けた街づくりを進めている地域において、超高速ブロードバンドの提供のための光ファイバ網等の設備や地上放送の難視聴解消のための共聴施設等の通信・放送基盤の整備を行う被災自治体に対し、その整備費用を支援(平成 25 年度は 12 自治体、平成 26 年度は 15 自治体、平成 27 年度は 15 自治体において事業を実施)。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 災害の発生により長時間にわたって電源が途絶した場合における通信を確保するため、総合通信局に移動電源車(小型移動電源車 7 台及び中型移動電源車 3 台)を配備し、東北総合通信局から南三陸町へ小型移動電源車 1 台を貸与。
- 多様な関係機関が保有する災害関連情報を自治体において一元的に管理し、テレビ・携帯電話など多様なメディアで住民に迅速かつ確実に情報を伝達する、ICTを活用した災害に強い情報連携システムの構築を支援。
- 東日本大震災の発生により、広範囲にわたり、輻輳や通信途絶等の状態が生じたことを受け、平成 23 年 4 月より、有識者や電気通信事業者等を構成員とする「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、同年 12 月に最終取りまとめを行い、通信ネットワークの耐災害性の強化に必要な研究開発の課題等を整理。
- 平成 23 年度補正予算(第 3 号)により、「災害時の通信の輻輳を軽減する技術」、「通信・放送インフラが地震等で損壊した場合でも直ちに自律的にネットワークを構成し通信を確保する技術」等の研究開発を実施。通常時の 5 倍以上の携帯電話音声需要にも対応可能となる技術、3 分以内に衛星通信の確立が可能となる小型地球局等の災害に強い情報通信技術を確立した。
- 平成 24 年度当初予算及び平成 24 年度補正予算により、「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「災害時に通信処理能力を緊急増強する技術」等について研究開発を実施。
- 産官学連携による災害に強い情報通信技術に関する研究開発拠点として国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)耐災害 ICT 研究センターを被災地である仙台市に整備した。また、産学官連携の研究開発及び研究成果の社会実装を推進する体制とし

て耐災害ICT研究協議会を設立(平成 24 年5月)した。

- 災害に強い情報通信ネットワークの実現連携システムに向け、ついで、被災自治体の地域防災計画に即したシナリオを作成し、それに沿うように総務省の研究開発成果を活用した実証実験を徳島県三好市(平成 26 年2月)、高知県南国市(同)、宮城県角田市(同年3月)等で実施した。(平成25年度までで事業終了。)
- これら実証実験の成果おける導入実績を踏まえ、平成 26 年 7 月に、自治体職員等の円滑な業務遂行を支援できる情報通信技術の導入指針として、耐災害ICT研究協議会において、「災害に強い情報通信ネットワーク導入ガイドライン」を作成し、公表した全国への展開を働きかけた。
- 平成 27 年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議においては、本体会議場にて、世界に向けて我が国の ICT 防災技術に関する情報を発信することを目的として、「ICT for Disaster Risk Reduction (ICT4DRR)」に関する屋内展示や、被災地に搬入して迅速に通信を復旧させる車載型の ICT ユニット (ICT カー)、移動電源車などの災害時に通信の復旧を行うために活躍する各種車両の屋外展示とデモンストレーション等を行った。○ 地方公共団体等の所有する地域の地域公共ネットワークについて防災目的での多重化を行う取組や、これらに準ずるような公共性の高い民間事業者所有のネットワークについて多重化等を行う取組について支援を行った。
- 地方公共団体における、携帯メール、テレビ、エリアワンセグ等の多様なメディアを重層的に活用した、住民への情報伝達手段の多様化・高度化を実現するための仕組みについての仕様書を作成し、こうした仕組みの効率的・効果的な全国展開を図った。

当面(今年度中)の取組み

(情報通信技術の利活用促進について)

- 自治体クラウドの全国展開を推進するため、自治体クラウドの導入に対する地財措置を講じるとともに、自治体の取組の障害となる事柄について調査研究等を実施することにより、自治体クラウドの活用を引き続き推進。なお、平成 23 年度から行っている地財措置については、平成 26~28 年度の 3 年間、対象経費の拡充を行う。
- 災害時においても業務処理を継続する高信頼かつ省電力なクラウドサービスについて、民間企業における技術開発等を推進し、研究開発成果の実用化や社会実装に向け働きかけ等を行う。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 衛星携帯電話、小型固定無線システム等を引き続き貸与する。また、保有する衛星携帯電話等を被災地等に迅速に搬送・貸与できるように、引き続き関係機関との間で搬入訓練を実施する。
- 被災地方公共団体等が実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を実施するとともに、福島原発避難区域においては、地上放送のデジタル化に伴い、新たに難視となる世帯等に対する恒久対策を引き続き実施する。
また、高台移転等の復興に向けた街づくりを進めている地域において、超高速ブロードバンドの提供のための光ファイバ網等の設備や地上放送の難視聴解消のための共聴施設等の通信・放送基盤の整備を行う自治体に対し、その整備費用を支援する。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 移動電源車について、地域の防災訓練への参加や十分な周知活動等を通じた地方公共団体及び民間事業者との連携、移動電源車の保守管理等により、災害時の迅速な貸与を可能とする体制整備を行う。

中・長期的(3年程度)取組み

(情報通信技術の利活用促進について)

- 自治体クラウドの活用を引き続き推進。
- 災害時においても業務処理を継続する高信頼かつ省電力なクラウドサービスについて、民間企業における技術開発等を推進し、研究開発成果の実用化や社会実装に向けた働きかけ等を行う。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 衛星携帯電話、小型固定無線システム等について、無償貸与を希望する自治体等に対し、引き続き貸与する予定。
- 被災地方公共団体等が実施する情報通信基盤の復旧に対する支援を行うとともに、福島原発避難区域においては、地上放送のデジタル化に伴い、新たに難視となる世帯等に対する恒久対策を引き続き実施する。
また、高台移転等の復興に向けた街づくりを進めている地域において、超高速ブロードバンドの提供のための光ファイバ網等の設備や地上放送の難視聴解消のための共聴施設等、復興に必要な通信・放送基盤の整備を行う自治体に対し、その整備費用を支援する。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 移動電源車について、地域の防災訓練への参加や十分な周知活動等を通じた地方公共団体及び民間事業者との連携、移動電源車の保守管理等により、災害時の迅速な貸与を可能とする体制整備を行う。

期待される効果・達成すべき目標

(情報通信技術の利活用促進について)

- 災害に強く復興に有効なクラウドサービスの地方公共団体等における導入・活用が促進される。
- 被災地の復旧・復興工事に係る安全衛生の確保、作業員と作業内容のマッチング、退職金や労災(アスベスト被害、放射線被曝等)等、就労者の労働環境の改善を通じ被災地の迅速な復旧、復興を図る。
- 災害現場等において活用される災害対応ロボットに、研究開発の成果が活用されることが可能になる。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 被災地において情報通信手段が確保されることにより、被災自治体等における行政機能の維持や住民の情報入手・提供手段の確保を可能とする。
- 情報通信基盤の早期復旧や整備を図り、住みやすい環境を整備することにより、防

災をはじめとするブロードバンドを活用した様々な公的アプリケーションの提供や放送の受信環境の整備等が実現され、被災地域の復旧・復興の促進及び被災者の暮らしの再生につながる。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 災害の発生のため広範囲にわたって、長時間停電した場合における通信手段等の安定的な提供が可能となる災害対策用移動電源車を貸し出すことにより、地方公共団体等の自主的な応急復旧の補完・支援が可能となる。

「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- ・情報通信基盤災害復旧事業費補助金 191 百万円【復興特会】
- ・被災地域情報化推進事業(復興街づくりICT基盤整備事業) 263 百万円の内数【復興特会】
- ・無線システム普及支援事業費等補助金(福島原発避難区域における地上デジタル放送視聴環境整備) 334 百万円

※被り有り

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

予算措置なし。

被災地域の地方公共団体と住民が円滑にコミュニケーションできる環境の確保や内外への正確な情報発信の強化

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iv)	平成 28 年 4 月

これまでの取組み(集中復興期間の取組み)

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

- 財団法人地方自治情報センターが管理してきた「被災者支援システム」を、同センターが運営する「地方公共団体業務用プログラムライブラリ」に登録(平成18年)し、地方公共団体に無償で提供。東日本大震災後、被災者支援システムの利用を促進するため、①本システムの改変を認める、②本システムをシステム事業者にも開放する、措置を実施。また、23年度第1次補正予算で創設された「市町村行政機能応急復旧補助金」により、庁舎が津波で壊滅したり原子力災害により移転を余儀なくされている場合において、被災者支援システムを含む被災者の支援に必要な情報システムを整備する自治体に対して、その取組を支援。
- 平成23年度に、被災自治体からの要望等を踏まえ、被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保に係る取組を支援する補助金を創設。平成26年度までに、21事業に対して補助金の交付を行い、事業を実施。

(内外への正確な情報発信)

「国際共同制作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究」(平成23年度)において、各地域に組成された地域協議会を通じて、地方の放送局や番組制作会社等が、各地の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを海外の放送局と共同制作し、それらのコンテンツを海外の放送局等を介して継続的に世界へ発信する機会を創出することにより、地域コンテンツの海外展開の取組を促進。平成23年度は、共同制作番組を15本制作し、アジア諸国で放送を実施。

また、「海外への情報発信の強化」(平成23年度3次補正)において、テレビ国際放送や国際共同制作等を通じて、海外への情報発信を強化し、東日本大震災後の海外における日本のイメージ回復を図り、風評被害等の拡大を防止。

- ①被災地の復興をテーマとした番組を委託により42本制作し、NHK子会社の外国人向け海外放送ネットワークでの放送やインターネットを活用しての世界への配信を実施。
- ②海外放送事業者と国内放送事業者が被災地の復興をテーマとした放送番組を16本を共同制作し、海外での放送を実施。

当面(今年度中)の取組み
<p>(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)</p> <p>関係省庁とも連携しながら、被災者の支援のためのシステムについて、個々の団体の実情に応じたシステムの活用や、平時における導入準備が進むよう助言や周知に努める。</p>
中・長期的(3年程度)取組み
<p>(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)</p> <p>被災者の支援のためのシステムについて、個々の団体の実情に応じたシステムの活用が進むよう助言や周知に努める。</p>
期待される効果・達成すべき目標
<p>(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)</p> <p>○被災者の支援のためのシステムを活用することで、災害発生時の被災者証明の発行や仮設住宅の管理等、地方公共団体における被災者に対する生活支援業務が円滑化。</p> <p>○地元地域の行政情報、生活情報、復興の進捗状況等を、地域内の住民及び仮設住宅や遠隔地に避難している住民に対して正確かつ迅速に提供することで、地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立や地元地域の活性化に寄与するとともに、住民の地域外へのさらなる避難を抑制する。</p> <p>(内外への正確な情報発信) 日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止による経済活性化が期待される</p>
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」
<p>予算措置なし</p>

スマートグリッドによるエネルギー利用の効率化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑩再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上	作成年月
目	(ii)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>ネットワークに接続された多数の機器から情報を収集し、宅内を中心とした機器を統合的に制御する「ネットワーク統合制御システム」に係る技術規格の標準化を推進する「ネットワーク統合制御システム標準化等推進事業」を実施。</p> <p>平成 23 年度第 3 次補正予算、平成 25 年度予算及び平成 26 年度予算において、「被災地域情報化推進事業(スマートグリッド通信インタフェース導入事業)」により、被災地域の地方公共団体等が、地域レベルでの高度なエネルギーマネジメントの実現のために必要となる通信用機器・設備等を整備する際、その費用の一部を補助。これまで 14 自治体に対して補助金の交付を行い、事業を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>平成 27 年度までに事業を実施した 14 自治体において事業の進捗、成果等に関するフォローアップを実施。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>上記の成果を踏まえ、スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジ実現のための通信インタフェース標準の国際標準化に貢献。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>スマートグリッド実現のための通信インタフェース標準の導入を通じて、地域レベルでエネルギー利用の効率化を実現する。あわせて、通信インタフェース標準の国際標準化に貢献。</p>		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
<p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>予算措置なし</p>		

海外への情報発信の強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国作り	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(i)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>(内外への正確な情報発信)</p> <p>「国際共同制作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究」(平成23年度)において、各地域に組成された地域協議会を通じて、地方の放送局や番組制作会社等が、各地の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを海外の放送局と共同制作し、それらのコンテンツを海外の放送局等を介して継続的に世界へ発信する機会を創出することにより、地域コンテンツの海外展開の取組を促進。平成23年度は、共同制作番組を15本制作し、アジア諸国で放送を実施。</p> <p>また、「海外への情報発信の強化」(平成23年度3次補正)において、テレビ国際放送や国際共同制作等を通じて、海外への情報発信を強化し、東日本大震災後の海外における日本のイメージ回復を図り、風評被害等の拡大を防止。</p> <p>①被災地の復興をテーマとした番組を委託により42本制作し、NHK子会社の外国人向け海外放送ネットワークでの放送やインターネットを活用しての世界への配信を実施。</p> <p>②海外放送事業者と国内放送事業者が被災地の復興をテーマとした放送番組を16本を共同制作し、海外での放送を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
中・長期的(3年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
(コンテンツの海外への情報発信について)		
日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止による経済活性化が期待される		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
予算措置なし		

緊急消防援助隊の充実強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v) ※緊急消防援助隊については、(vi)、(vii)に再掲。	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
(緊急消防援助隊の充実強化について)		
①緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画 (以下、「基本計画」という。)		
<p>緊急消防援助隊を構成する部隊の編成、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画を見直し、平成 30 年度末までの登録目標を 6,000 隊規模に大幅増隊し、強化を行うこととしている。</p> <p>また、同計画の見直しにより新設された統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)について、具体的な運用の確立を図っている。</p>		
②緊急消防援助隊設備整備費補助金		
基本計画に基づく設備の整備について、補助を行っている。(国庫1/2)		
③緊急消防援助隊の装備(無償使用)		
緊急消防援助隊の活動に必要な設備等のうち地方公共団体が整備することが非効率的なものについては、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。		
(救急・救助活動の充実強化について)		
①「平成 23 年度救急業務のあり方に関する検討会」において、災害時における救急業務のあり方について検討し、情報通信網が途絶した場合を想定した救急搬送体制の強化の必要性、メディカルコントロール体制のあり方等について検討結果を報告した。		
②災害時における救助能力の向上を図るため、「救助技術の高度化等検討会」において、救助体制、救助技術、救助資機材などの高度化等について検討している。平成23年度は、大規模耐火建物の倒壊や座屈現場での救助活動要領、平成24・25年度は、東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめ NBC 災害に対応した「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」及び「原子力施設等における消防活動対策マニユア		

ル」、平成26年度は、震災等により発生する可能性のある大規模な土砂災害に対応した「土砂災害時における消防機関の救助活動要領」をとりまとめた。

(情報伝達体制の整備について)

- ①東日本大震災により被害を受けた消防救急無線、防災行政無線については、被災地の実情に応じたアナログ方式による当面の復旧やデジタル方式による復旧も可能となるよう、補助金(国庫2/3)を交付した。

なお、平成28年3月末現在の交付決定状況は下のとおり。

○消防救急無線施設 のべ26団体、50億22百万円

設備 のべ33団体、88億47百万円

○防災行政無線施設 のべ76団体 89億4百万円

設備 のべ89団体 44億87百万円

- ②平成23年度第3次補正予算により、今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、通信基盤を整備・高度化し、市町村防災行政無線通信機の学校・病院等への整備、消防救急無線のデジタル化(緊急消防援助隊機能強化)、全国瞬時警報システム(以下「J-ALERT」という。)の整備に必要な経費を補助し、消防広域応援体制や情報伝達体制を強化した。

また、平成24年度にJ-ALERTのバックアップ体制の整備を終えた。

なお、当該補助金の交付決定状況は下のとおり。

○ 双方向通話が可能な防災行政無線への補助金

のべ180団体 35.1億円

○ 消防救急無線のデジタル化への補助金

のべ131団体 96.3億円

○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)への補助金

92団体 1億円

- ③大津波警報等の緊急情報のリアルタイムでの伝達体制を早急に強化するため、平成25年度当初予算(復興特別会計)により福島県内市町村における複数の情報伝達手段を自動起動するための整備に係る経費を全額交付した。

なお、交付決定状況は下のとおり。

○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)への交付金

15団体 1.4億円

また、平成24年度補正予算、平成25年度当初予算(一般会計)及び平成25年度補正予算により未整備団体におけるJ-ALERTの受信機及び自動起動機の整備を全額交付した。

なお、交付決定状況は下のとおり。

○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)への交付金

315団体 37.6億円

- ④住民への災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進するため、住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験の実施、災害情報伝達手段の整備等に関する手引きの策定、専門的な知見を有するアドバイザーの地方公共団体への派遣等を行った。

当面(今年度中)の取組み

(緊急消防援助隊の充実強化について)

- ①緊急消防援助隊アクションプランの策定及び見直し

今後、発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震について、出動計画や部隊規模のあり方などについて検討を進め、平成27年度末には、南海トラフ地震アクションプランを策定し、平成28年度中には首都直下地震アクションプランの見直しを行い、改正する。

- ②長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の配備を行っていく。

- ③オペレーションの強化

ヘリサット等を活用したヘリコプターによる情報収集、動態管理システムの拡充等により部隊や関係機関との連絡調整機能を高め、緊急消防援助隊のオペレーションを強化する。

(救急・救助活動の充実強化について)

- ①災害時における救急業務のあり方にかかる検討

「平成23年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、病院選定に支障をきたさないよう、救急搬送体制の強化を行うほか、応急手当の普及促進策を検討するなど、引き続き必要な取組を推進していく。

(情報伝達体制の整備について)

- 住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化

J-ALERTにより自動起動される情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図り、J-ALERTによる緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施する。また、地方公共団体の実情に応じた災害情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、専門的な知見を有するアドバイザーを派遣する。

中・長期的(3年程度)取組み

(緊急消防援助隊の充実強化について)

- ①緊急消防援助隊の大幅増隊

南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的な非常災害に備え、平成30年度までに6,000隊へ大幅増隊するため、あらゆる機会を捉えて部隊登録の推進

を行う。

②緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を基本計画に即して計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

③緊急消防援助隊のオペレーションの高度化

南海トラフ地震や首都直下地震の発生時においても、緊急消防援助隊の指揮、運用がより迅速、的確に行えるように、システムの改修や効果的な訓練の実施等に取り組み、部隊や関係機関との連絡調整機能を高め、緊急消防援助隊のオペレーションを高度化する。

(情報伝達体制の整備について)

○ 住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化

J-ALERTにより自動起動される情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図り、J-ALERTによる緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施する。

期待される効果・達成すべき目標

(緊急消防援助隊の充実強化について)

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。

(情報伝達体制の整備について)

○全消防本部における消防救急無線のデジタル化が平成 28 年 5 月末の移行期限までに完了した。

○J-ALERTにより自動起動される情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図り、J-ALERTによる緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施できる体制を構築することを目指す

「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

- ・緊急消防援助隊無償使用車両等の配備 6.9 億円【平成 27 年度補正予算】
- ・エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム等の配備 4.0 億円
- ・エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 2.6 億円
- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.0 億円
- ・消防防災施設災害復旧費補助金 56.1 億円【復興特会】
- ・消防防災設備災害復旧費補助金 0.8 億円【復興特会】

災害対応能力の向上		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi) ※災害応急対策能力の強化については、(v)の再掲、また(vii)にも再掲。	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>(災害応急対策能力の強化について)</p> <p>①緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画 (以下、「基本計画」という。)</p> <p>緊急消防援助隊を構成する部隊の編成、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画を見直し、平成 30 年度末までの登録目標を 6,000 隊規模に拡大し、強化を行うこととしている。</p> <p>また、同計画の見直しにより新設された統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)について、具体的な運用の確立を図っている。</p> <p>②緊急消防援助隊設備整備費補助金 基本計画に基づく設備の整備について、補助を行っている。(国庫1/2)</p> <p>③緊急消防援助隊の装備(無償使用) 緊急消防援助隊の活動に必要な設備等のうち地方公共団体が整備することが非効率的なものについては、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。</p> <p>(消防団員の安全対策の推進について)</p> <p>①消防団員の安全対策の推進 全国の消防団員が災害現場において、より安全に活動できるよう装備の充実強化を図る。特に東日本大震災における津波被害の教訓を踏まえ、ライフジャケットなどの安全対策装備の整備に必要な経費を補助(国庫1/3)。</p> <p>②消防団活動のあり方等に関する検討会 平成23年11月に関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を設置し、平成24年3月に津波災害時の消防団員の安全確保対策を中心とした中間報告書を取りまとめ、地</p>		

方公共団体に周知した。さらに、平成24年8月に、消防団の装備・教育訓練の充実、消防団の処遇改善・入団促進策及び地域住民の防災意識の向上等を含めた報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知した。

③災害対応指導者育成支援事業の実施

消防団員の安全確保及び消防団の災害対応能力の更なる向上を図るため、47都道府県において、安全管理や幅広い防災知識、図上訓練等の企画・運営能力を持った消防団員の育成を図った。

④消防団を中核とした地域総合防災力強化事業

地域防災を担う消防団が災害時に安全な活動を組織的にできるよう、大規模災害時の新たな安全管理マニュアルに基づく活動に必要な資機材及びその積載車の整備を行い、検証訓練を実施。検証訓練の結果を消防団の装備基準の見直しに反映させるとともに、報告書として取りまとめ共有することにより、全国において、地域の総合的な防災力の強化を図った。

⑤「消防団の装備の基準」、「消防学校の教育訓練の基準」の改正

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受け、トランシーバーやライフジャケットなどの安全装備品等の充実を図るため、「消防団の装備の基準」を改正するとともに、現場指揮者に対し、救助活動・安全管理の教育訓練の充実を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」を改正した。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

①惨事ストレス対策研究会

東日本大震災後における消防職団員の惨事ストレスの状況やこれまでの惨事ストレス対策の実施状況を踏まえつつ、国・都道府県・消防本部等の各般各層における惨事ストレス対策の充実・強化を図るため、平成24年度に「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」を開催し、より効果的な惨事ストレス対策を検討した。

②惨事ストレス対策の周知

「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」の結果を踏まえた今後の惨事ストレス対策を周知するため、また、消防の関係各機関において惨事ストレス対策を推進するにあたり惨事ストレスに対する理解を深めるため、実務担当者を対象とした説明会を平成25年度に全国8会場(全9回)で実施した。

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

① 地域防災計画における地震・津波対策等の充実・強化に関する検討会

東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援した。(平成23年12月とりまとめ)

②東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会

地震の揺れや津波で被害を受けていた危険物施設等の実態調査を行い、実態調査の分析結果を踏まえて危険物施設等における地震・津波対策のあり方について検討を行った。(平成 23 年5月から開催、12 月 22 日に検討報告書を公表)。検討結果を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策について、地方公共団体へ通知を発出した。

さらに、危険物の規制に関する規則を改正し、予防規程に定めなければならない事項に、地震が発生した場合に加え、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関することを追加した(平成 24 年 5 月)。

また、東日本大震災の実態調査を踏まえ、地震等の災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い時の安全対策のあり方について検討(平成 24 年6月から開催)し、平成 25 年3月に検討報告書を取りまとめた。検討結果を踏まえた地震等の災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い時の安全対策のあり方について、地方公共団体へ通知を発出した。

東日本大震災を踏まえ、震災等に係る被害の軽減及び早急な施設の復旧に資するため、危険物施設における震災等対策を適切かつ容易にするための緊急対応マニュアルのガイドラインを平成 26 年3月にとりまとめた。

③救急業務のあり方に関する検討会(災害時における救急業務のあり方に関する作業部会)

東日本大震災における救急業務の実態を踏まえ、今後の大規模災害時の救急業務のあり方について、課題やその対応策及び、必要な制度の見直しを検討(平成 23 年6月から開催)し、平成 24 年 3 月、救急業務のあり方に関する検討会報告書を取りまとめた。

④消防・救助技術の高度化等検討会

東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故における消防活動や、近年のNBC 災害対応資機材の高性能化を踏まえ、NBC 災害対応力の向上や救助活動等の迅速化、効率化を図るため、従前のNBC 災害に関するマニュアルの内容の見直しについて検証・検討を行い、「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」及び「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」として取りまとめた。

⑤リチウムイオン電池に係る規制のあり方

東日本大震災に伴う原子力発電所事故に端を発する電力需給対策に対応するため、リチウムイオン電池の火災危険性等について実証実験等を行い、規制のあり方について検討を行った(平成 23 年8月から開催、平成 23 年 12 月 16 日

に検討報告書を取りまとめた。)。検討結果を受けて、平成23年12月27日付けで各地方公共団体へ通知を発送し、また、平成24年5月に危険物の規制に関する政令を改正した。

⑥コンビナート施設被害の調査・解析

東日本大震災や最近の石油コンビナートでの重大事故で見られる災害事象を踏まえ、災害シナリオ等の追加、避難計画の考え方等の追加を行い「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を改定した。さらに、特定防災施設等(流出油防止堤等)の地震による影響評価について簡易な評価マニュアルを示した。また、特定防災施設等の地震・津波への対処等に関しては、応急対策・代替措置等を示した。

また、東日本大震災を踏まえ、緊急性の高い調査解析事業として、石油コンビナートの被害調査及び大規模火災に係る調査研究を行った。さらに、津波による水没地域による消防活動の対応方策について検討、検証を行い、情報収集用の無人偵察ヘリの研究開発やプロトタイプの車両開発を行った。

石油コンビナートや化学プラントで大規模な火災が発生した状況において、リモート操作が可能で、複数のロボットが協調連携し、自律的に動作し、火災抑制、消火活動や活動の支援を行うことができる消防ロボットシステムの部分試作及び性能検証を行った。

⑦緊急度判定(トリアージ)体系の構築

東日本大震災を踏まえ、地域救護力の向上を図るため、平成24年度、大規模災害時等における社会全体の各段階で共有する緊急度判定(トリアージ)体系の構築・実証検証等を行い、傷病者の最終的な転帰等に関する分析を行った。

⑧石油コンビナート等の防災施設の点検基準等のあり方

災害の拡大防止のための防災施設(消火用屋外給水施設、流出油等防止堤等)について、耐災害性の確保という観点から、経年劣化を考慮した点検基準や機能維持のために必要な応急対策のあり方について整理し、関係告示の改正等を実施した。

⑨災害の現場における事業所からの適切な情報提供

災害の現場において活動を行う消防機関の職員に対して速やかに応急措置上必要な情報が提供されるよう、事業者に対して、自衛防災組織が行うべき防災業務を定めた防災規程に情報の提供体制に関する事項を追加することを義務づける省令改正を実施した。

⑩放射線等に関する検知・防護資機材の調査・整理

東京電力福島原子力発電所事故等を踏まえ、技術的な進展の著しい放射性物質や放射線に関する検知や防護の資機材の種類・性能について調査・整理を実施した。

⑪大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方

災害初期における対応策を中心に、大規模災害発生時における消防本部の効果的な活動のあり方や職員の安全対策を含め、消防本部が具体的に取るべき方策等について検討を実施。平成23年11月から平成24年3月の間に5回の検討会を開催、平成24年4月に報告書の送付等により、全国の消防本部に周知した。

当面(今年度中)の取組み

(災害応急対策能力の強化について)

①緊急消防援助隊アクションプランの策定及び見直し

今後、発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震について、出動計画や部隊規模のあり方などについて検討を進め、平成27年度末には、南海トラフ地震アクションプランを策定し、平成28年度中には首都直下地震アクションプランの見直しを行い、改正する。

②緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練及び全国合同訓練の実施

緊急消防援助隊の迅速・安全な出動、的確な部隊運用及び関係機関との連携強化を図るため、全国を6つの地域ブロックに分け、各地域ブロックにおいて訓練を実施する。

また、南海トラフ地震や首都直下地震が発生した場合、被害が甚大で広域に及ぶことから、大規模災害への対応力の強化を図るため、平成27年11月には千葉県において、全国の緊急消防援助隊及び関係機関等が一堂に会し、約3,000人が参加のもと、5年に1度の緊急消防援助隊全国合同訓練を実施し、大規模災害への対応力の強化を図った。

③長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の整備を行っていく。

④情報通信基盤の充実強化

情報収集・共有機能の強化のため、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組む。

(消防団の充実強化について)

大規模災害時の地域の総合的な防災力を高めるため、救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車等を消防団及び消防学校に配備し、訓練を実施することにより、消防団員の災害対応能力の向上を図る。

(自主防災組織等の育成について)

- ① 自主防災組織をはじめとする地域の防災リーダーの育成強化を図るため、初期消火用資機材及び救助・救護用資機材の整備を行い、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動することを目指して、消防職団員等が自主防災組織等に対し、当該資機材を活用した訓練等を行う。
- ② 自衛防災組織による消防活動に関する知識・技術の体系的な習得を図るとともに、公設消防の科学物質等に関する事前対策等を強化することを目的とした石油コンビナート等における消防活動テキストを作成する。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

「大規模災害時に係る惨事ストレス対策研究会」における検討結果を踏まえ、以下の取組を行う。

- ①消防職団員に対する惨事ストレス対策に関する教育、普及・啓発
- ②都道府県レベルでの広域的な体制整備及び専門家の確保に向けての働きかけ
- ③消防庁の「緊急時メンタルサポートチーム」の充実

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

東日本大震災による被害等を踏まえ、以下の消防防災技術の調査研究を行う。

- ①消防活動を支援するためのロボット技術の研究開発
石油コンビナートや化学プラントで大規模な火災が発生した状況において、リモート操作が可能で、複数のロボットが協調連携し、自律的に動作し、火災抑制、消火活動や活動の支援を行うことができる消防ロボットシステムの単体ロボットの1次試作を行う。また、津波による水没地域における情報収集活動を実施する無人偵察ヘリの研究開発や消火・救助・救急搬送消防活動に必要な車両の研究開発を行う。
- ②屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討
南海トラフ地震などの大規模な地震の発生が懸念されている状況に鑑み、大規模地震を想定した屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に関する調査を行う。
- ③国土強靱化等に対応した多様な危険物施設のあり方を踏まえた円滑な非常用電源設備の導入
災害時の電力バックアップ体制の重要性増大等に伴う多様な危険物施設の安全対策のあり方を検討し、円滑な非常用電源設備の導入を図る。

中・長期的(3年程度)取組み

(災害応急対策能力の強化について)

①緊急消防援助隊の大幅増隊

南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的な非常災害に備え、平成30年度までに6,000隊へ大幅増隊するため、あらゆる機会を捉えて部隊登録の推進を行う。

②緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を基本計画に即して計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

③緊急消防援助隊全国合同訓練の実施

南海トラフ地震や首都直下地震が発生した場合、被害が甚大で広域に及ぶことから、全国の緊急消防援助隊及び関係機関が一堂に会した実践的な大規模連携訓練等の実施により、大規模災害への対応力の強化を図る。

(消防団の充実強化について)

消防団は、社会環境の変化や就業構造の変化により団員の減少や高齢化が進んでいる。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、消防団員の確保をはじめ、処遇の改善、装備・教育訓練の充実強化等に取り組み、地域防災力の強化を図る。

(自主防災組織等の育成等について)

防災体制の強化については、消防機関などのほか、住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。このため、自主防災組織、女性(婦人)防火クラブ、少年消防クラブなどの育成を推進する。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

①都道府県レベルでの広域的な体制整備を推進するため、都道府県、消防本部等の支援を行う。

②消防職団員の惨事ストレスに対応できる専門家(緊急時メンタルサポートチーム・地域メンタルサポートメンバー)を確保する。

③都道府県レベルでの体制が整備されるまでの間、地元の要請を踏まえつつ、必要とする消防本部等に「緊急時メンタルサポートチーム」を派遣し、必要な助言等を行う。

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

東日本大震災を踏まえ、危険物の取扱い、消防活動のあり方等消防防災技術の調査研究を行う。また、石油コンビナートや化学プラントで大規模な火災が発生した状況において、リモート操作が可能で、複数のロボットが協調連携し、自律的に動作し、火災抑制、消火活動や活動の支援を行うことができる消防ロボットシステムを開発する。

期待される効果・達成すべき目標

(災害応急対策能力の強化について)

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。

(消防団の充実強化について)

消防団の充実強化を図ることにより、地域の総合的な防災力の向上を図る。

(自主防災組織等の育成等について)

自主防災組織の育成推進を通して、全国各地において安心安全なまちづくりを促進し、地域の防災力を向上させ、大規模災害時の被害軽減に寄与する。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

消防職団員の惨事ストレスの緩和やPTSD等の発生予防、軽減等を図る効果が期待される。

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

消防防災技術の調査研究を行うことにより、今後の大規模災害等への備えをすることが期待される。石油コンビナートや化学プラントにおいて、消防隊が近接不可能な大規模な火災が発生した状況において、火災抑制、延焼防止活動、活動の防護支援が期待される。

「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

- ・緊急消防援助隊無償使用車両等の配備 6.9 億円【平成 27 年度補正予算】
- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.0 億円
- ・エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム等の配備 4.0 億円
- ・エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 2.6 億円
- ・消防団の装備・訓練の充実強化 2.3 億円【平成 28 年度予算】
1.1 億円【平成 27 年度補正予算】
- ・地域防災リーダー育成事業 0.4 億円
- ・石油コンビナート災害等特殊災害対策の充実強化 0.1 億円の内数

災害対応能力の向上		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vii) ※防災訓練については、(ix)に再掲、また(x)にも一部関連。 広域応援体制の維持・強化については、(v)、(vi)の再掲。	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
(防災訓練について)		
①インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」により、一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の防災知識の向上に取り組んだ。		
②「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)において、正確な知識の普及をはじめ、住民の防災意識向上のための普及啓発の一層の推進を要請した。		
③地震及び風水害対策について、市区町村における実践的な防災訓練を行うための「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」及び「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を作成・配布し、また、都道府県における図上訓練の実施状況アンケート調査をもとに、効果的に図上訓練を実施するポイントをまとめ、先進的な取組事例と併せて紹介するとともに、その普及に努めた。		
④関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」において、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について検討を行い、平成24年8月に報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知した。		
(広域応援体制の維持・強化について)		
①緊急消防援助隊登録隊数		
緊急消防援助隊を構成する部隊の編成制、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画(以下、「基本計画」という。)を見直し、平成30年度末までの登録目標を6,000隊規模に大幅増隊し、強化を行うこととしている。		
また、同計画の見直しにより新設された統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)について、具体的な運用の確立を図っている。		

②緊急消防援助隊設備整備費補助金

基本計画に基づく設備の整備について、補助を行っている。(国庫1/2)

③緊急消防援助隊の装備(無償使用)

緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備設備等のうち地方公共団体が整備することが非効率的なものの一部については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。

(地域防災計画の充実について)

①地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検

東日本大震災を踏まえ、地方公共団体の防災体制等の早急な点検を促すため、消防庁長官名で各都道府県知事あてに、「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)を発出した。

②地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会

東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援した。(平成23年12月とりまとめ)

③市町村における災害対応力の向上等

地域防災計画の修正や津波避難計画の策定等への支援、市町村職員向けの研修会の開催といった市町村における災害対応力の向上などを図るため、災害に関する知識や経験が豊富な専門家等を市町村に派遣した。

④津波避難対策推進マニュアル検討会

東日本大震災の教訓を踏まえ、市町村における津波避難計画の策定等を推進するため、平成14年3月に作成された「津波対策推進マニュアル検討報告書」の見直しを行い、地方公共団体に周知した(平成25年3月)。

⑤津波避難対策の推進

都道府県における津波避難計画策定指針及び市町村における津波避難計画の策定を促進するため、「避難対策の推進について」を各都道府県へ通知した(平成26年10月)。

当面(今年度中)の取組み

(防災訓練について)

「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」の地方公共団体に対する周知を引き続き行い、「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を参考とした実践的な防災訓練の普及・啓発を実施する。また、都道府県における図上訓練の実施状況アンケート調査をもとに、効果的に図上訓練を実施するポイントをま

とめたものを、先進的な取組事例と併せて紹介し、防災訓練の普及・啓発を実施する。

(広域応援体制の維持・強化について)

①長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の配備を行っていくとともに、燃料等の備蓄や長期対応支援のための戦略的な活動拠点の機能を検討する。

②情報通信基盤の充実強化

情報収集・共有機能の強化のため、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組む。

③緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練及び全国合同訓練の実施

緊急消防援助隊の迅速・安全な出動、的確な部隊運用及び関係機関との連携強化を図るため、全国を6つの地域ブロックに分け、各地域ブロックにおいて訓練を実施する。

また、南海トラフ地震や首都直下地震が発生した場合、被害が甚大で広域に及ぶことから、大規模災害への対応力の強化を図るため、平成27年11月には千葉県において、全国の緊急消防援助隊及び関係機関等が一堂に会し、約3,000人が参加のもと、5年に1度の緊急消防援助隊全国合同訓練を実施し、大規模災害への対応力の強化を図った。

(地域防災計画の充実について)

①津波避難対策の推進

津波避難計画策定状況のフォローアップを行うなど、地方公共団体の津波避難対策の推進を図る。

(自主防災組織等の育成について)

自主防災組織をはじめとする地域の防災リーダーの育成強化を図るため、初期消火用資機材及び救助・救護用資機材の整備を行い、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動することを目指して、当該資機材を活用した訓練等を行う。

中・長期的(3年程度)取組み

(防災訓練について)

①防災・危機管理教育「e-カレッジ」のカリキュラム・コンテンツの見直し、充実・強化

一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の知

識の向上に資するため、インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」について、東日本大震災を教訓として、津波災害に関するコンテンツを含め現在のコンテンツを見直すとともに、消防団員や自主防災組織向けのカリキュラム・コンテンツを補強するなど、引き続き充実・強化を図る。

②実践的な防災訓練の普及

実践的かつ効果的な施策に向けた検討を行い、実践的な防災訓練の普及に努める。

(広域応援体制の維持・強化について)

①緊急消防援助隊の大幅増隊

南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的な非常災害に備え、平成 30 年度までに 6,000 隊へ大幅増隊するため、あらゆる機会を捉えて部隊登録の推進を行う。

②緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を基本計画に即して計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

③緊急消防援助隊全国合同訓練の実施

南海トラフ地震や首都直下地震が発生した場合、被害が甚大で広域に及ぶことから、全国の緊急消防援助隊及び関係機関が一堂に会した実践的な大規模連携訓練等の実施により、大規模災害への対応力の強化を図る。

(地域防災計画の充実について)

①「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」の普及・啓発等

引き続き、地方公共団体の津波避難対策の推進を図るため、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」の普及・啓発やフォローアップなどに取り組む。

(自主防災組織等の育成について)

防災体制の強化については、消防機関などのほか、住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。このため、自主防災組織、女性(婦人)防火クラブ、少年消防クラブなどの育成を推進する。

期待される効果・達成すべき目標

(防災訓練について)

全国の都道府県及び市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り人的被害の極小化を目指す。

(広域応援体制の維持・強化について)

今後発生が懸念される大規模地震への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。

(地域防災計画の充実について)

地域防災計画の修正や津波避難計画の策定、実践的な避難訓練の実施などといった津波避難対策の一層の充実・強化を図り、人的被害の極小化を目指す。

「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

- ・緊急消防援助隊無償使用車両等の配備 6.9 億円【平成 27 年度補正予算】
- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.0 億円
- ・エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム等の配備 4.0 億円
- ・エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 2.6 億円
- ・地域防災リーダー育成事業 0.4 億円

防災教育・訓練など防災意識の向上		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(ix) ※一部(x)にも関連	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>①インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」により、一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の防災知識の向上に取り組んだ。</p> <p>②「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)において、正確な知識の普及をはじめ、住民の防災意識向上のための普及啓発の一層の推進を要請した。</p> <p>③地震及び風水害対策について、市区町村における実践的な防災訓練を行うための「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」及び「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を作成・配布し、また、都道府県における図上訓練の実施状況アンケート調査をもとに、効果的に図上訓練を実施するポイントをまとめ、先進的な取組事例と併せて紹介するとともに、その普及に努めた。</p> <p>④市町村における津波避難計画の策定を推進するため、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を公表するとともに、同報告書の内容に沿った啓発用DVDを作成し、住民の津波避難の普及・啓発に努めた。</p> <p>⑤関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」において、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について検討を行い、平成24年8月に報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>①消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」のコンテンツの更新を行う。</p> <p>②「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」の周知を行い、「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を参考とした実践的な防災訓練の普及・啓発を実施する。また、都道府県における図上訓練の実施状況アンケート調査をもとに、効果的に図上訓練を実施するポイントをまとめたものを、先進的な取組事例と併せて紹介し、防災訓練の普及・啓発を実施する。</p> <p>③東日本大震災の体験・教訓を伝承するため、被災地の消防団員や自主防災組</p>		

<p>織などの地域防災の担い手を語り部として全国の市町村、消防団、自主防災組織、学校などで行われる防災研修会等へ派遣する。</p>
<p>中・長期的(3年程度)取組み</p>
<p>①津波避難に係る普及・啓発等 引き続き、住民の避難に係る普及・啓発に努めるとともに、語り部の派遣等を通じ、貴重な体験や教訓が次世代に継承されるよう取り組む。</p> <p>②防災・危機管理教育「e-カレッジ」のカリキュラム・コンテンツの見直し,充実・強化 一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の知識の向上に資するため、インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」について、東日本大震災を教訓として、津波災害に関するコンテンツを含め現在のコンテンツを見直すとともに、消防団員や自主防災組織向けのカリキュラム・コンテンツを補強するなど、引き続き充実・強化を図る。</p> <p>③実践的な防災訓練の普及 実践的かつ効果的な施策に向けた検討を行い、実践的な防災訓練の普及に努める。</p>
<p>期待される効果・達成すべき目標</p>
<p>全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り人的被害の極小化を目指す。</p>
<p>「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・消防防災・危機管理教育におけるe-カレッジに要する経費 0.1 億円 ・災害伝承10年プロジェクト 0.2 億円

消防機関等の活動にかかる記録の継承		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x vii)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>(消防機関等の活動についての情報収集について)</p> <p>○分野別に被災消防本部等に対するアンケート、調査・検討を実施している。</p> <p>○写真等の情報の収集を行っている。</p> <p>○現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談を収集している。</p> <p>○東日本大震災における被害状況、緊急消防援助隊等の活動状況、地元消防本部・消防団・自主防災組織等の活動状況、現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談の収集・整理を実施し、記録集としてまとめ、当該記録集をホームページに掲載し、広く周知を図った。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(消防機関等の活動についての情報収集について)</p> <p>消防本部における資料の収集等を踏まえ、貴重な教訓が次世代に継承されるよう、引き続き取り組む。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>(消防機関等の活動についての情報収集について)</p> <p>消防本部における資料の収集等を踏まえ、貴重な教訓が次世代に継承されるよう、引き続き取り組む。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(消防機関等の活動についての情報収集について)</p> <p>○東日本大震災に対する消防機関の対応につき、全体像を明らかにすることができ、全国の消防本部において今後の大規模災害時における対応の参考にすることができる。</p> <p>○震災の教訓の継承につながり、今後の消防防災体制の構築に寄与する。</p>		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		

震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	作成年月
目	(i)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)</p> <p>①地域防災計画における地震・津波対策等の充実・強化に関する検討会 東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援した。(平成 23 年 12 月とりまとめ)</p> <p>②東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会 地震の揺れや津波で被害を受けていた危険物施設等の実態調査を行い、実態調査の分析結果を踏まえて危険物施設等における地震・津波対策のあり方について検討を行った。(平成 23 年 12 月 22 日に検討報告書を公表)。検討結果を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策について、地方公共団体へ通知を発出した。 さらに、危険物の規制に関する規則を改正し、予防規程に定めなければならない事項に、地震が発生した場合に加え、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関することを追加した(平成 24 年 5 月)。 また、東日本大震災の実態調査を踏まえ、地震等の災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い時の安全対策のあり方について検討(平成 24 年 6 月から開催)し、平成 25 年 3 月に検討報告書を取りまとめた。検討結果を踏まえた地震等の災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い時の安全対策のあり方について、地方公共団体へ通知を発出した。 東日本大震災を踏まえ、震災等に係る被害の軽減及び早急な施設の復旧に資するため、危険物施設における震災等対策を適切かつ容易にするための緊急対応マニュアルのガイドラインを平成 26 年 3 月にとりまとめた。</p> <p>③救急業務のあり方に関する検討会(災害時における救急業務のあり方に関する作業部会) 東日本大震災における救急業務の実態を踏まえ、今後の大規模災害時の救急業務のあり方について、課題やその対応策及び、必要な制度の見直し</p>		

を検討（平成 23 年 6 月から開催）し、平成 24 年 3 月、救急業務のあり方に関する検討会報告書を取りまとめた。

④消防・救助技術の高度化等検討会

東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故における消防活動や、近年の NBC 災害対応資機材の高性能化を踏まえ、NBC 災害対応力の向上や救助活動等の迅速化、効率化を図るため、従前の NBC 災害に関するマニュアルの内容の見直しについて検証・検討を行い、「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」及び「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」として取りまとめた。

⑤リチウムイオン電池に係る規制のあり方

東日本大震災に伴う原子力発電所事故に端を発する電力需給対策に対応するため、リチウムイオン電池の火災危険性等について実証実験等を行い、規制のあり方について検討を行った（平成 23 年 8 月から開催、平成 23 年 12 月に検討報告書を取りまとめた）。検討結果を受けて、平成 23 年 12 月 27 日付けで各地方公共団体へ通知を発出し、また、平成 24 年 5 月に危険物の規制に関する政令を改正した。

⑥コンビナート施設被害の調査・解析

東日本大震災や最近の石油コンビナートでの重大事故で見られる災害事象を踏まえ、災害シナリオ等の追加、避難計画の考え方等の追加を行い「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を改定した。さらに、特定防災施設等（流出油防止堤等）の地震による影響評価について簡易な評価マニュアルを示すとともに、特定防災施設等の地震・津波への対処等に関しては、応急対策・代替措置等を示した。

また、緊急性の高い調査解析事業として、石油コンビナートの被害調査及び大規模火災に係る調査研究を行った。さらに、津波による水没地域による消防活動の対応方策について検討、検証を行い、情報収集用の無人偵察ヘリの研究開発や車両開発を行った。

石油コンビナートや化学プラントで大規模な火災が発生した状況において、リモート操作が可能で、複数のロボットが協調連携し、自律的に動作し、火災抑制、消火活動や活動の支援を行うことができる消防ロボットシステムの部分試作及びその性能検証を行った。

⑦石油コンビナート災害対策のあり方

東日本大震災や最近の石油コンビナートでの重大事故を受け、石油コンビナート防災の強化のための考え方を示すとともに、石油コンビナート等防災本部における情報把握、事業所における通報連絡や情報共有の徹底強化、住民への情報提供及び避難誘導等個別の応急対策について整理し、関

係道府県に対して示した。

また、最近の事件事例をもとに石油コンビナート等防災本部の活動に関し、充実強化が必要な項目を整理した。さらに、東日本大震災をはじめとする様々な事件事例から得られる教訓などを踏まえ、自衛防災組織等の防災活動の手引きについて、内容を見直し、改訂した。

⑧緊急度判定（トリアージ）体系の構築

東日本大震災を踏まえ、地域救護力の向上を図るため、平成 24 年度、大規模災害時等における社会全体の各段階で共有する緊急度判定（トリアージ）体系の構築・実証検証等を行い、傷病者の最終的な転帰等に関する分析を行った。

⑨石油コンビナート等の防災施設の点検基準等のあり方

災害の拡大防止のための防災施設（消火用屋外給水施設、流出油等防止堤等）について、耐災害性の確保という観点から、経年劣化を考慮した点検基準や機能維持のために必要な応急対策のあり方について整理し、関係告示の改正等を実施した。

⑩災害の現場における事業所からの適切な情報提供

災害の現場において活動を行う消防機関の職員に対して速やかに応急措置上必要な情報が提供されるよう、事業者に対して、自衛防災組織が行うべき防災業務を定めた防災規程に情報の提供体制に関する事項を追加することを義務づける省令改正を実施した。

⑪放射線等に関する検知・防護資機材の調査・整理

東京電力福島原子力発電所事故等を踏まえ、技術的な進展の著しい放射性物質や放射線に関する検知や防護の資機材の種類・性能について調査・整理を実施した。

⑫大規模災害時における消防本部の効果的な初動活動のあり方

災害初期における対応策を中心に、大規模災害発生時における消防本部の効果的な活動のあり方や職員の安全対策を含め、消防本部が具体的に取るべき方策等について検討を実施。平成 23 年 11 月から平成 24 年 3 月の間に 5 回の検討会を開催、平成 24 年 4 月に報告書の送付等により、全国の消防本部に周知した。

⑬石油コンビナート防災体制の充実・強化に関する検討

石油コンビナート等防災本部機能強化のための訓練のあり方について検討を行い、検討報告書及び「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」を取りまとめた。検討結果を踏まえ、平成 28 年 3 月に地方公共団体へ通知を発出し、マニュアルを活用した訓練を実施するよう周知した。

当面(今年度中)の取組み
<p>(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究)</p> <p>東日本大震災による被害等を踏まえ、以下の消防防災技術の調査研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防活動を支援するためのロボット技術の研究開発 <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナートや化学プラントで大規模な火災が発生した状況において、リモート操作が可能で、複数のロボットが協調連携し、自律的に動作し、火災抑制、消火活動や活動の支援を行うことができる消防ロボットシステムを構成する各単体ロボットの1次試作を行う。 <p>○屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討</p> <p>南海トラフ地震などの大規模な地震の発生が懸念されている状況に鑑み、大規模地震を想定した屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に関する調査を行う。</p> <p>○国土強靱化等に対応した多様な危険物施設のあり方を踏まえた円滑な非常用電源設備の導入</p> <p>災害時の電力バックアップ体制の重要性増大等に伴う多様な危険物施設の安全対策のあり方を検討し、円滑な非常用電源設備の導入を図る。</p>
中・長期的(3年程度)取組み
<p>(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究)</p> <p>東日本大震災を踏まえ、危険物の取扱い、消防活動の在り方等消防防災技術の調査研究を行う。また、石油コンビナートや化学プラントで大規模な火災が発生した状況において、リモート操作が可能で、複数のロボットが協調連携し、自律的に動作し、火災抑制、消火活動や活動の支援を行うことができる消防ロボットシステムを開発する。</p>
期待される効果・達成すべき目標
<p>(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究)</p> <p>消防防災技術の調査研究を行うことにより、今後の大規模災害等への備えをすることが期待される。石油コンビナートや化学プラントにおいて、消防隊が近接不可能な大規模な火災が発生した状況において、火災抑制、延焼防止活動、活動の防護支援が期待される。</p>
「平成27年度補正予算及び平成28年度予算における予算措置状況」
<p>・エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 2.6億円</p>

災害の記録と伝承		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	作成年月
目	(ii)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分野別に被災消防本部等に対するアンケート、調査・検討を実施している。 ○写真等の情報の収集を行っている。 ○現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談を収集している。 ○東日本大震災における被害状況、緊急消防援助隊等の活動状況、地元消防本部・消防団・自主防災組織等の活動状況、現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談の収集・整理を実施し、記録集としてまとめ、当該記録集をホームページに掲載し、広く周知を図った。 <p>(情報発信について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまで図書館、美術館、博物館、公文書館(MLA)の文書資産を対象としたデジタルアーカイブに関する調査研究を実施。平成 23 年度は、デジタルアーカイブ推進に向けた取組の方向性の検討を行うため、「知のデジタルアーカイブに関する研究会」を開催し、研究会提言「知のデジタルアーカイブ —社会の知識インフラの拡充に向けて—」及び「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」をとりまとめ、公表した。 ○平成 24 年度は、国立国会図書館と連携し、ネット上に分散して存在する東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)」を構築し公開するとともに、被災地において5つの震災関連デジタルアーカイブを構築して「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」と連携する実証を実施し、「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン」を策定した。 ○平成 25 年度は、情報通信技術を活用した震災の記録・記憶を収集・保存・活用するシステム(デジタルアーカイブ)を構築する被災自治体に対する支援を実施し、2事業を採択、平成 26 年度は3事業を採択した。なお、この2カ年をもって、当該事業は終了した。 		

当面(今年度中)の取組み
<p>(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)</p> <p>東日本大震災の体験・教訓を伝承するため、被災地の消防団員や自主防災組織などの地域防災の担い手を語り部として全国の市町村、消防団、自主防災組織、学校などで行われる防災研修会等へ派遣する。</p> <p>(情報発信について)</p> <p>○デジタルアーカイブの連携を検討する機関へ専門家を派遣するなど、引き続き、デジタルアーカイブの促進に資する支援を行う。</p>
中・長期的(3年程度)取組み
<p>(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)</p> <p>消防本部における資料の収集や語り部の派遣等を通じ、貴重な体験や教訓が次世代に継承されるよう、引き続き取り組む。</p>
期待される効果・達成すべき目標
<p>(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)</p> <p>○東日本大震災に対する消防機関の対応につき、全体像を明らかにすることができ、全国の消防本部において今後の大規模災害時における対応の参考にすることができる。</p> <p>○震災の教訓の継承につながり、今後の消防防災体制の構築や地域住民の防災意識の向上に寄与する。</p> <p>(情報発信について)</p> <p>○東日本大震災に関する記録・記憶を、被災自治体から国内外へ情報発信し、次世代へ継承するとともに復興・街づくり等に活用する。</p>
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」
<p>(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)</p> <p>・災害伝承10年プロジェクト 0.2 億円</p> <p>(情報発信について)</p> <p>○予算措置なし</p>